

大情審答申第 411 号
平成 28 年 3 月 11 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成26年11月21日付け大こ青第1760号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 8 月 28 日付け大こ青第 1046 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 26 年 8 月 14 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「平成 24 年度運営指導員養成講座選考判定結果の合否判定表及び総合評価に対する具体的な検証方法、検証期間等詳しく開示をして頂きたいと請求致します。」との公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき本件決定を行った。

記

「上記の文書を作成しておらず、実際に存在しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 10 月 27 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 選考テストの総合評価の決定方法について検証方法、検証期間を知った上で中立公正で有ったか否かを確認したい。
- 2 総合評価票の考察欄が具体的に記載されていることから、その根拠となった文書が存在するはずである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 事業の概要について

(1) 児童いきいき放課後事業について

児童いきいき放課後事業（以下「いきいき事業」という。）は、大阪市内に居住する全ての学齢児童（小学校1年生～6年生）を対象に、大阪市内の市立小学校の余裕教室を活用し、安全安心な放課後の居場所を提供するとともに、自主的な学習をはじめ様々な体験・活動プログラムを通じて、児童の健全育成を図ることを目的に実施している。

各小学校におけるいきいき事業では、現場責任者である運営指導員と、それ以外の地域指導員により、運営及び管理を行っている。

(2) 運営指導員養成講座について

いきいき事業における指導員の資質向上と安定的な人材の確保を図るため、地域指導員を運営指導員に登用するための運営指導員養成講座を実施している。

養成講座を受講終了した者は、筆記試験（小問題・選考テスト【選択・記述式】）、面接試験及び総合評価から成る選考試験での合否判定を経て、運営指導員へ登用される。

2 本件決定を行った理由

本件請求に係る公開請求書には、①「合否判定表」、②「総合評価」の決定方法についての検証方法、③「総合評価」の決定方法についての検証期間を求める旨、記載されている。

①については、異議申立人より、平成26年2月18日付け及び同年3月20日付けで保有個人情報開示請求があり、それぞれ平成26年3月3日付け大こ青第2882号及び、平成26年4月3日付け大こ青第19号による開示決定により「平成24年度 運営指導員養成講座 総合得点一覧表・合否判定表」を既に開示している。

②については、異議申立人より、平成26年2月18日付けで保有個人情報開示請求があり、平成26年3月3日付け大こ青第2882号による開示決定により「平成24年度 運営指導員養成講座 総合評価一覧」を開示しており、また、平成26年3月20日付けの保有個人情報開示請求について、平成26年4月3日付け大こ青第19号による開示決定により「運営指導員養成講座受講生 総合評価基準」及び「総合評価票」を開

示している。

実施機関は、本件請求のうち①②については、異議申立人に対して既に開示した文書以外のものを求めていると解し、他に特定すべきものはないことから不存在による非公開決定を行った。

③については、総合評価の内容を検証した期間を指す公文書を求める趣旨であるものと解したが、実施機関として選考試験を客観的かつ適正に実施するうえで、公文書として作成する必要はないと判断していることから、当該公文書を実際に作成、保有していないことから、不存在による非公開決定を行った。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

異議申立人意見陳述の際に、当審査会が改めて異議申立人に本件請求の趣旨を確認したところ、異議申立人が本件請求において公開を求めている公文書は、「評価者が、平成24年度運営指導員養成講座選考試験における総合評価を行うにあたって、受験者の地域指導員としての勤務状況等を評価する根拠となった文書」（以下「本件文書」という。）であるとのことであった。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の存否である。

3 本件文書の存否について

(1) 当審査会において、平成24年度運営指導員養成講座選考試験における総合評価の評価方法について実施機関に確認したところ、平成24年度当時、いきいき事業の活動場所の運営・管理を委託していた一般財団法人大阪市教育振興公社（以下「公社」という。）の職員2名及び実施機関の職員1名が評価者となり、小問題・選考テストによる回答内容、面接での対応状況・内容、現在の地域指導員としての勤務状況等を評価のベースとして、良好な事業運営のためのコミュニケーション、運営指導員としての指導力等の5項目について評定を行い、運営指導員としての適正及び可能性を評価したとのことであった。

(2) また、実施機関によると、上記(1)の評価のベースのうち、現在の地域指導員としての勤務状況等に関することについては、定期的にいきいき事業の活動場所を巡回し、地域指導員の勤務状況等を視察している公社の方面調整役から、評価者がヒアリングを行うことにより評価を行っており、このヒアリングは、口頭により行ったため、本件文書は存在しないとのことであった。

(3) 以上を踏まえると、公社の方面調整役から、評価者が口頭でヒアリングを行うことにより評価を行っていたことから本件文書が存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成26年度諮問受理第174号

年 月 日	経 過
平成26年11月21日	諮問
平成27年7月8日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年7月29日	異議申立人から意見書の提出
平成27年10月13日	審議（論点整理）
平成27年11月17日	実施機関理由説明
平成27年12月8日	審議（論点整理）
平成27年12月8日	異議申立人意見陳述
平成27年12月22日	審議（論点整理）
平成28年1月20日	審議（答申案）
平成28年3月11日	答申